

小田原市通知表（票）事故調査委員会設置要綱

（設置）

第1条 小田原市立小学校及び中学校において発生した通知表（票）の記載誤りの原因を調査するとともに、再発防止策を検討することにより、通知表（票）の正確性及び信頼性を確保するため、小田原市通知表（票）事故調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の事項について調査審議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- （1）通知表（票）の記載誤りの原因の調査及び分析に関すること。
- （2）再発防止策に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- （1）学識経験者
- （2）教育長
- （3）市立小学校の教員の代表
- （4）市立中学校の教員の代表

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、会議に教育委員会委員の出席を求め、その者から意見を聴き、又は説明を求めるものとする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育部教育指導課が処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月21日から施行する。